

第 2 章 施策課題及び事務事業の取組状況

1 第 1 期実行計画 施策評価結果

新総合計画の政策体系に位置付けられている 255 の施策課題について、3 か年の計画期間における課題解決に向けた成果の把握を行った結果、255 のすべての施策課題で一定の成果が上がっており、第 1 期実行計画を着実に推進することができました。

一方、社会環境の変化等により、課題が残されている施策課題が 73 (構成比 28.6%) あり、これらの施策課題については第 2 期実行計画の中での確に対応していくことが必要となっています。

市では、「川崎再生 ACTION システム」により、施策課題を評価する「施策評価」及び個々の事務事業の進捗状況を把握する「事務事業総点検」を実施し、新総合計画の進行管理を行っています。

施策評価では、新総合計画の各施策の推進による成果を「市民の視点で検証し、市民への説明責任を果たしていく」ことを基本に、255 の施策課題について、3 か年の計画期間において、個々の事務事業を推進することで得られた、課題の解決に向けた成果や社会環境の変化等による課題の解決を阻害する要因の把握を行いました。その結果は、図表 2 - 1 のとおりです。

< 図表 2 - 1 評価区分の内容と評価結果 >

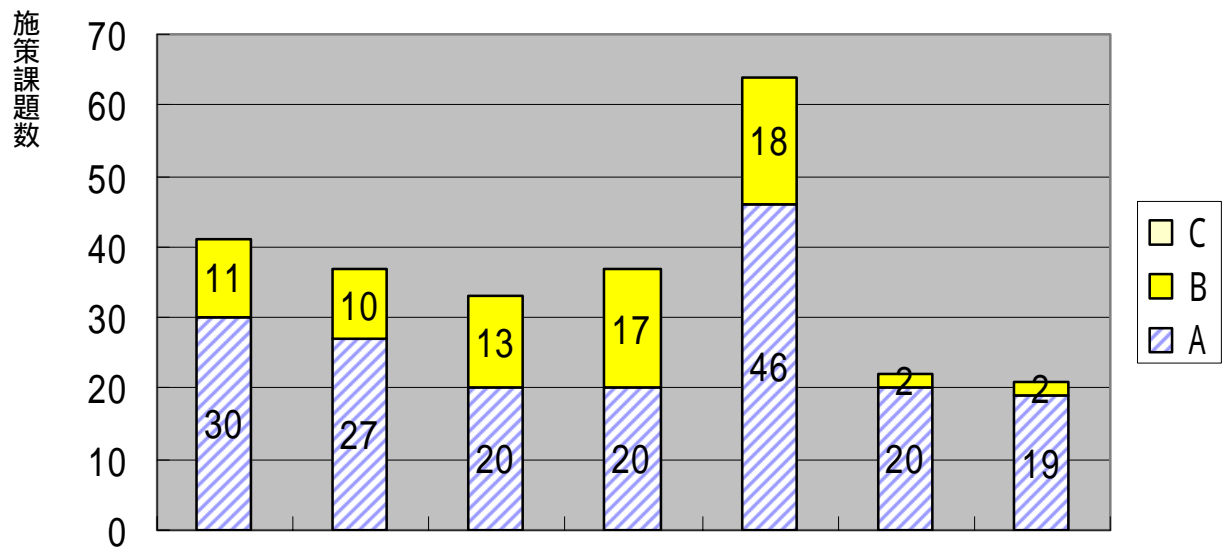
評価区分	内 容	施策課題数	構成比
A	順調に目標に向って、課題解決が図られている施策課題 (社会環境の変化や課題解決を阻害する要因、新たな課題等の発生がないもの)	182	71.4%
B	一定の成果はあるものの、課題が残されている施策課題 (社会環境の変化や課題解決を阻害する要因、新たな課題等があるもの)	73	28.6%
C	課題解決が図られていない施策課題	0	-
合 計		255	100%

また、新総合計画の7つの基本政策別にまとめた評価結果は図表2 - 2及び図表2 - 3のとおりとなっています。

<図表2 - 2 基本政策別評価結果>

	・安全 で快適に 暮らすま ちづくり	・幸せな 暮らしを 共に支え るまち づくり	・人を育 む心を 育む まち づくり	・環境を 守り自然 と調和し たまち づくり	・活力に あふれ躍 動するま ちづくり	・個性と 魅力が輝 くまち づくり	・参加と 協働によ る市民の まち づくり	合計
A 順調に目標 向って、課題解決 が図られている施 策課題	30 73.2%	27 73.0%	20 60.6%	20 54.1%	46 71.9%	20 90.9%	19 90.5%	182 71.4%
B 一定の成果は あるものの課題が 残されている施策 課題	11 26.8%	10 27.0%	13 39.4%	17 45.9%	18 28.1%	2 9.1%	2 9.5%	73 28.6%
C 課題解決が図 られていない施策 課題	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
合計	41 100%	37 100%	33 100%	37 100%	64 100%	22 100%	21 100%	255 100%

<図表2 - 3 基本政策別評価結果（グラフ）>



7つの基本政策

2 第1期実行計画 事務事業の達成状況

新総合計画の政策体系に位置付けられている1,004の事務事業について、3か年の計画期間における事業目標の達成状況の把握を行った結果、「目標を上回って達成したもの」と「目標をほぼ達成したもの」とを合わせると、944事務事業(構成比94.0%)となり、計画に掲げた目標を概ね順調に達成することができました。

一方、目標を下回った事務事業が54事務事業(同5.4%)あったほか、法制度の改正等により事業内容等の変更があり、当初の目標と比較できないものが6事務事業(同0.6%)ありました。

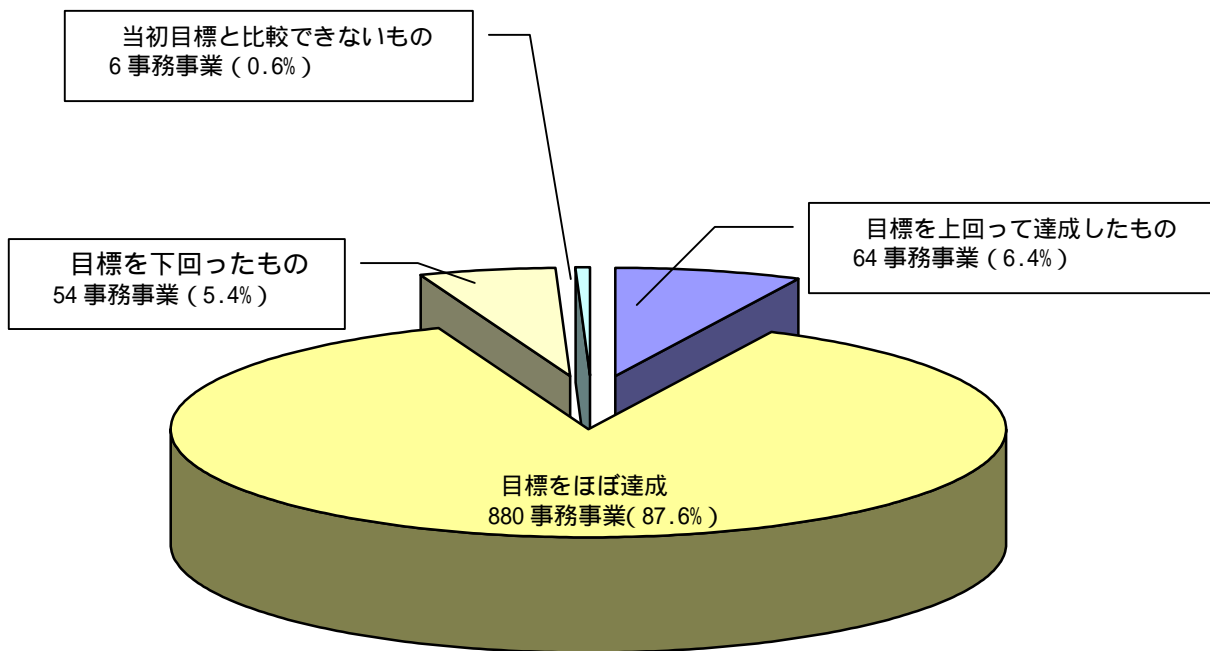
施策評価の対象である「施策課題」は、課題の解決やまちづくりを推進する手段として複数の事務事業を抱えています。こうした事務事業について、3か年の実行計画期間における事業目標の達成状況を～の区分で評価しました。その結果は、図表2-4及び図表2-5のとおりです。

<図表2-4 達成状況区分別の結果>

達成状況区分	内 容	事務事業数	構成比
	目標を上回って達成したもの		
(この区分に該当するケース)	目標に明記した期日よりも早期に達成を実現したもの 目標に明記した内容よりも高い水準であったもの 目標に明記した数値を上回ったもの	64	6.4%
	目標をほぼ達成したもの		
(この区分に該当するケース)	目標に明記した期日、内容どおりに達成したもの 途中で多少の遅れはあったものの、最終期限には間に合う形で目標に明記した内容どおりに達成したもの 目標に明記した数値とほぼ同じであったもの おおむね適正に処理し、業務遂行に支障がなかったもの	880	87.6%
	目標を下回ったもの		
(この区分に該当するケース)	目標に明記した内容は達成したが、期日が遅れたもの 目標に明記した内容に満たない水準であったもの 目標に明記した数値を下回ったもの	54	5.4%
	当初目標と比較できないもの		
(この区分に該当するケース)	法制度等の改正(対象が変わったなど質の変化)により、サービスの水準を比較することができないもの	6	0.6%
	合 計	1,004	100%

} 944
(94.0%)

< 図表 2 - 5 達成状況区別結果のグラフ >



また、基本政策別の事業目標の達成状況は図表 2 - 6 のとおりです。

< 図表 2 - 6 政策体系別「3か年の事業目標」に対する達成状況 >

	・安全で快適に暮らすまちづくり	・幸せな暮らしを共に支えるまちづくり	・人を育て心を育むまちづくり	・環境を守り自然と調和したまちづくり	・活力にあふれ躍動するまちづくり	・個性と魅力が輝くまちづくり	・参加と協働による市民自治のまちづくり	合計
目標を上回って達成したもの	15	13	4	7	16	5	4	64
	6.1%	6.9%	3.1%	5.5%	7.9%	7.7%	8.5%	6.4%
目標をほぼ達成したもの	213	162	122	106	177	59	41	880
	87.0%	85.7%	94.6%	83.5%	87.6%	90.8%	87.2%	87.6%
目標を下回ったもの	16	9	3	14	9	1	2	54
	6.5%	4.8%	2.3%	11.0%	4.5%	1.5%	4.3%	5.4%
当初目標と比較できないもの	1	5	0	0	0	0	0	6
	0.4%	2.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.6%
合計	245	189	129	127	202	65	47	1,004
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

} 944 (94.0%)

3 施策評価結果等の第2期実行計画への反映

施策課題や事務事業について、3か年の評価を行った結果、すべての施策で一定の成果が上がっており、また、9割を超える事務事業で計画に掲げた目標を概ね順調に達成することができました。

その一方で、安全な地域社会の確立、高齢者の多様な居住環境の整備、多様な保育の充実、確かな学力の育成、地球環境に配慮した行動の促進などの施策課題や介護サービスの基盤整備事業、エコオフィス推進事業などの事務事業において、社会環境の変化や関係機関との調整等に日時を要したことなどにより、課題が残されるとともに、事業目標を下回ることとなりました。

施策評価結果等を踏まえた第2期実行計画における取組について、主な内容を整理すると、次のとおりです。

「安全で快適に暮らすまちづくり」の分野

近年、市民の安全が脅かされるような出来事が増加しており、安全・安心な地域社会の実現に向けて、犯罪・交通事故の防止や災害・防災対策など、地域と行政とが一体となった取組を強化することとしました。

「幸せな暮らしを共に支えるまちづくり」の分野

高齢者をはじめとする全ての市民が住み慣れた地域でいきいきと健やかに暮らせる社会環境づくりに向けて、福祉施設などの基盤整備や共に支え合うことができるしくみづくりを進めることとしました。

「人を育て心を育むまちづくり」の分野

大規模住宅の建設などに伴う子育て世代の増加への対応として保育環境の一層の充実を図るとともに、子どもたちの基礎・基本となる確かな学力の育成や快適な教育環境を確保するための学校施設の整備等を進めることとしました。

「環境を守り自然と調和したまちづくり」の分野

総合的な地球温暖化対策「カーボン・チャレンジ川崎エコ戦略（CCかわさき）」を展開し、市民や事業者が参加する「川崎温暖化対策推進会議」を設置するなど、持続可能な社会を地球規模で実現するための取組を強化することとしました。

「活力にあふれ躍動するまちづくり」の分野

羽田空港再拡張・国際化を契機とした神奈川口構想の実現に向けて、土地の利用誘導や先端技術産業の誘致を行うなど、臨海部の機能を高める取組を進めることとしました。また、主要ターミナル駅を中心とした利便性の高い生活拠点の形成や地域連携によるまちづくりを推進することとしました。

「個性と魅力が輝くまちづくり」の分野

川崎駅や小杉駅周辺など市内拠点エリアにおいて、幅広い世代が集うことができる魅力のある集客拠点づくりに取り組むとともに、市民の共有財産である多摩川などの魅力を活かした取組を進めることとしました。

「参加と協働による市民自治のまちづくり」の分野

分権時代の新たな自治のしくみづくりや協働のまちづくりに向けて、住民投票制度を創設するとともに、地域コミュニティの活性化を促進する施策に取り組むこととしました。

なお、3か年の評価を行った結果、課題が残されているという評価となった施策課題や事業目標を下回った事務事業について、主なものを示すと、図表2 - 7及び図表2 - 8のとおりです。

<図表2 - 7 課題が残されている施策課題（主なもの）>

施策課題名	社会環境の変化等により残された課題	第2期実行計画における主な取組
安全な地域社会の確立	安全な地域社会の確立を求める社会環境の高まりにより、犯罪・交通事故を減少させる更なる取組が求められています。	地域での安全・安心を推進するため、市及び区に設置された地域団体や関係機関等からなる協議会を中心に地域のパトロールなどの取組を進めます。
危機管理体制の整備強化	国民保護計画に関しては、大規模テロ等における各措置の実施についてのマニュアル化や体制の整備を推進するとともに、研修や訓練等を充実することで、計画全体の実効性を高めていく必要があります。	「危機管理対処方針」については、必要に応じて見直しを行うとともに、各種マニュアルの策定や、マニュアルに基づく訓練等を行い、危機管理への対応能力を強化します。 国民保護関連マニュアルの策定に当たっては、策定段階から研修や検討会を実施し、地域特性の反映や実効性の担保等の効果測定を行います。

施策課題名	社会環境の変化等により残された課題	第2期実行計画における主な取組
自転車等の放置防止対策の推進	地球温暖化対策が求められている中、「環境にやさしい身近な交通手段」として、多くの市民の方々が自転車を利用するため、自転車保有台数は増加傾向となっており、未だに駅周辺に自転車が放置される状況は解消されておらず、さらなる対策を進める必要があります。	<p>放置自転車問題を地域の課題として捉え、駅の特長、地域性を反映しながら地域と協働で戦略的に推進していきます。</p> <p>駅周辺の駐輪場整備とあわせ、自転車等放置禁止区域の拡大を推進します。</p>
高齢者の多様な居住環境の整備	急速な高齢化の進行が見込まれる中で、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して生活できるよう自助、共助、公助のバランスのとれた多様な居住環境の整備が求められています。	「特別養護老人ホーム」「介護老人保健施設」「介護専用型有料老人ホーム」「認知症高齢者グループホーム」「ケア付き住宅」など、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう多様な居住環境の基盤整備を行います
多様な保育の充実	認可保育所の整備による大幅な定員の拡大を中心に、認可外保育施設も含め、保育ニーズへの対応を図りましたが、女性の就労機会の増大や大規模住宅の建設に伴う子育て世帯の流入など、予想を大きく上回る保育ニーズの高まりから、目標とした「2007年4月における保育待機児童の解消」の達成には至りませんでした。	<p>「保育緊急5か年計画」に基づき、総合的に保育施策の充実を図り、5か年で約2,600人の入所枠を拡大します。</p> <p>従来の認可保育所の整備に加え、新たに「小規模認可保育所」を整備するとともに、公立保育所の民営化などにより、認可保育所の定員を2010年度までに1,765人増やします。</p>
確かな学力の育成	学力低下に対する不安感が広がる中で、教育基本法を初めとした教育関連法案の改正が行われ、学習指導要領の改訂も予定されています。保護者などの不安感を解消し、子どもたちに確かな学力を育むために継続的な取組が必要です。	<p>児童生徒の学習環境を整備するとともに、指導方法や指導形態等の改善を図ることにより、本市の児童生徒に基礎・基本等の「確かな学力」の育成をめざします。</p> <p>基礎・基本の確実な定着等をめざし、課題別学習や習熟度別学習などの少人数指導を推進し、子どもたち一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな学習指導の充実を図ります。</p> <p>国際化の進展に対応し、英語による日常的な会話や情報交換ができるような基礎的・実践的なコミュニケーション能力の育成をめざし、小・中・高等学校に外国語指導助手(ALT)等を派遣し、小学校の英語活動及び中・高等学校の英語教育の充実を図ります。</p>
義務教育施設等の計画的整備	教育環境の整備に当たっては、改築又は大規模改修時に冷房設備の設置工事やトイレの改修工事を進めてきましたが、今後は既存の小中学校の普通教室の冷房化やトイレの快適化を計画的に進め、既存施設の再生を図り、その価値を引き上げていくことが課題となります。	小・中学校の普通教室に、冷房設備を2009年度末までに設置するとともに、トイレの環境改善整備を実施し、教育環境の快適化を図ります。
地球環境に配慮した行動の促進	温室効果ガス排出量は、目標年度比較で-4.3%(2005年速報値)であり、今後は、目標達成に向けて一層の取組を推進するとともに、ポスト京都議定書に向けた国内外の動向を踏まえながら、更なる削減対策を検討する必要があります。	<p>持続可能な社会を地球規模で実現するための本市としての総合的な地球温暖化対策「カーボン・チャレンジ川崎エコ戦略(CCかわさき)」を展開します。</p> <p>多様な主体の相互理解を進め、協働による地球環境配慮を推進するため、市民・事業者・行政などで構成する「川崎温暖化対策推進会議『カーボン・チャレンジ川崎エコ会議』」を2008年度に発足するとともに、環境問題をテーマとするタウンミーティングを開催します。</p> <p>こうした取組の結果を踏まえながら、各主体の役割・取組を明文化する「(仮称)地球温暖化対策条例」を制定し、環境配慮行動を促進するためのしくみづくりを進めます。</p>

施策課題名	社会環境の変化等により残された課題	第2期実行計画における主な取組
市民との協働による身近な緑の育成 第2期実行計画から施策課題名を「市民との協働による身近な公園緑地等の育成」に変更	市民との協働による公園の管理運営、緑の育成、公園の活性化のためには、地域住民と一体となった地道な活動が必要なことから緑のボランティアセンターの拡充・強化が必要となっています。	街区公園の管理、公園利用調整等を地域住民との協働で行う「管理運営協議会」を拡充し、計画期間内に 600 公園の設置をめざします。 公園緑地の維持管理等に活躍いただいている緑のボランティア団体の育成と連携を進めるため、公園緑地協会に設置された「緑のボランティアセンター」の運営を支援します。
羽田空港再拡張・国際化に対応した基盤づくりの推進	羽田連絡道路は関係機関の一致協力により周辺の開発計画と整合を図りながら検討を進めていく必要がありますが、関係機関と合意できる適切なルート・構造の検討及び事業主体、事業手法等の調整に時間を要している状況です。	羽田空港と川崎殿町・大師河原地域を結ぶ羽田連絡道路の整備に向けた取組を推進します。 羽田連絡道路と連携した臨海部交通ネットワーク基盤の整備に向けて、調査・検討を進めます。
小杉駅周辺地区の整備	地権者間の権利調整が難航した東街区再開発事業は組合設立に至らず、早期の同意形成に向けた協議調整を進める必要があります。また小杉町3丁目中央地区は権利者間の調整に時間を要したため、都市計画決定手続を引続き進めます。	再開発事業等による民間活力を活かしたまちづくりを推進するとともに、幹線道路の整備を進め、魅力と活力にあふれた広域拠点としてのまちづくりを推進します。
魅力ある集客拠点の形成	小杉駅周辺については、まちづくりと連動した賑わいのある商業拠点の形成を目的として、地元商業者及び市民とが協働して策定した「小杉地区広域商業ビジョン」の実現に向けて、新しい商業施設やNPO法人等、多様な活動主体が連携した取組が求められます。	小杉駅周辺については、地元商店会の活動を支援し再開発事業の進展にあわせて、集客性や回遊性の高い拠点の形成を図ります。
多摩川の流域自治体や市民団体との連携	国が進める「多摩川流域協議会」に参加し、流域の各自自治体と情報交換を行うとともに、流域の企業からなる「多摩川協力会」との情報交換を行いました。企業との連携については具体的な協働関係を進めていくことができませんでした。	多摩川の魅力を活かす通年のイベントとして、総合的なシンポジウム等を市民活動団体等と協働で開催し、市民共有の財産である「母なる川・多摩川」への意識を深めます。 国と流域の市町村で構成される「多摩川流域協議会」を活用し、流域の市民団体のネットワーク組織である「多摩川流域ネットワーク(TBネット)」を支援します。
住民投票制度の創設・運営	地方分権が進展していく中で、住民の福祉に重大な影響を与える可能性のある事案については、住民の意思を踏まえて政策決定を行うことが一層求められており、直接、住民の意思を確認するしくみである住民投票制度を創設する必要があります。	住民投票条例を制定し、あわせて投票資格者名簿等に関するシステムを構築します。 住民投票制度が間接民主制を補完する重要な参加の制度として有効に活用されるよう、住民への十分な周知を行うなど適正な運営を図ります。
地域コミュニティ施策の推進	市民自治を進める上で、地域コミュニティの推進・再生は重要な課題であり、国の動向も見極めながら、地域住民活動をこれまで以上に積極的に支援していく必要があります。	既にあるさまざまなコミュニティの実態や区役所の取組を踏まえながら、都市型コミュニティ施策のあり方や推進策等について、新たに発足する「都市型コミュニティ検討委員会」において検討し、基本的方針を取りまとめます。 コミュニティの必要性や重要性について市民の理解を深め、また、さまざまな取組の活性化や地域との連携に向け、活動や取組を積極的に市内外に PR するなど、必要な環境づくりに取り組めます。

< 図表 2 - 8 目標を下回った事務事業（主なもの） >

事務事業名	3か年の達成状況	第2期実行計画における主な取組
多摩川景観調査事業 第2期実行計画から事業名を「多摩川景観形成推進事業」に変更	当初目標に明記した期日より遅れましたが、市民や沿川企業の意見を取り入れた「多摩川景観形成ガイドライン」を策定することができました。	多摩川景観形成ガイドラインを活用し、多摩川や周辺の市街地環境と調和した魅力的なまちづくりをめざし、景観デザイン等に対する事業者への誘導を推進します。
介護サービスの基盤整備事業	介護老人保健施設については、開所時期の遅れが生じたものもありましたが、計画期間における整備目標はほぼ達成できました。一方、ショート専用施設については、小規模多機能型拠点へと施設機能を変更しており、設置運営法人決定の遅れ等から開所は2008年度になる見込みです。	介護予防拠点、小規模多機能型居宅介護事業所など在宅支援のための介護サービスの基盤整備を計画的に進め、高齢者が可能な限り在宅生活が送れるよう取り組みます。
里親制度の推進	登録里親数について、高齢を理由とした登録辞退などにより、目標を下回る結果となりました。しかしながら、新たに申請される方は比較的若い方が多く、徐々に次世代の家庭的養護を担う人材が集まりつつあります。	里親養育への援助に取り組み、里親の登録数を増加させるための啓発・広報を行います。
エコオフィス推進事業	エコオフィス事業は事業目標どおり実施できましたが、E S C O事業は導入効果やアピール度の検証が必要なことから、公募を当初目標から1年遅らせて2007年の実施としました。	市民や民間事業者によって率先して、庁内の省エネなど環境配慮の取組を推進します。
ヒートアイランド対策推進事業	当初目標では、2007年度にヒートアイランド対策推進計画を策定することとしていましたが、地域特性と実態を踏まえる必要があり、公害研究所と連携し、ヒートアイランド対策施策の検討を行い、素案を作成した上で、計画を策定することとしました。	「ヒートアイランド対策推進計画」を策定するとともに、ヒートアイランド現象を緩和するため、都市排熱の抑制に向けて、ヒートアイランド技術の調査・効果検証や啓発活動の実施などの関連事業を推進します。
協働による身近な公園緑地等の育成	街区公園の管理等を地域住民と協働で行う管理運営協議会の設置について、意欲的な地区では早期の実現を達成できましたが、その他の地域において地元理解を得るためには、なお時間を要するため、3か年での事業目標の達成はできませんでした。	街区公園の樹木のせん定や草刈等の管理、公園利用調整等を地域住民との協働で行う、「管理運営協議会」を引き続き拡充し、計画期間内に600公園の設置をめざします。
羽田連絡道路関連事業	羽田連絡道路は関係機関との間で適切なルート・構造の検討及び事業主体、事業手法等の調整に時間を要しており、目標延期を余儀なくされています。	羽田連絡道路の整備に向け、「概略ルート・構造の特徴」を踏まえ、ルート・構造の絞込みの検討を促進させるため、関係機関との調整・協議を行います。
住民投票制度の創設・運営	学識者、公募市民による検討委員会や市民向けフォーラムにおける議論を経て、2006年10月に報告書を取りまとめました。また、議会との意見交換や関係局との協議を経て、制度素案を作成し、パブリックコメント手続を実施しました。	住民投票条例を制定し、あわせて投票資格者名簿等に関するシステムを構築します。 住民投票制度が間接民主制を補完する重要な参加の制度として有効に活用されるよう、住民への十分な周知を行うなど適正な運営を図ります。

4 平成19年度施策評価に対する政策評価委員会の審議結果

本市では、評価制度の改善・改良に資することを目的として、行政自らが実施した評価結果について、その評価が客観的かつ公正な評価手法等に基づき実施されているかなどについて審議を行う政策評価委員会を設置しています。

平成19年度に実施した施策評価について、政策評価委員会から次のとおり審議結果が示されました。

平成20年8月

川崎市長 阿部孝夫様

川崎市政策評価委員会

委員長 高千穂安長

平成19年度施策評価の検証結果について

市政策評価委員会では、平成19年度の「施策評価」が客観的かつ公正な評価手法に基づき実施されているか等について検証を行いました。

その結果、「施策進行管理・評価票」の記載内容について、改善の余地があると思われる事例も見られましたが、全体としては、新総合計画の適切な進行管理を行うとともに市民への説明責任を果たしていくという目的に向かって、おおむね適正な取組が行われていると認められました。

本委員会は、別紙のとおり、検証結果及び改善意見を取りまとめましたので、これを十分尊重し、今後の改善に取り組んでいくことを期待します。

政策評価委員会の検証結果は、17ページから29ページのとおりです。

平成 19 年度施策評価の検証結果

平成 20 年 8 月

川崎市政策評価委員会

目次

はじめに

- 1 検証の対象及び検証の視点・手法
- 2 検証の結果及び改善意見
- 3 今後の課題と改善の方向性

おわりに

はじめに

川崎市は、新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」の適切な進行管理を行うため、「川崎再生 ACTION システム（事務事業総点検及び施策評価）」として「計画・実行・評価・改善（Plan-Do-Check-Action）」のしくみを構築し、効果的・効率的な施策の執行や地域課題の解決に取り組んでいます。

本委員会は、こうしたPDCAサイクルのしくみの中で、市自らが行った施策の成果の把握や事業の達成状況に関する評価が、客観的かつ公正な評価手法等に基づき実施されているかなどについて検証を行い、市の評価制度の改善につなげていくことを目的としています。

また、市の自治基本条例においては、「評価の結果は、市民にとって分かりやすいものとする」と市民の視点に立った評価を行うことがうたわれていることから、こうした視点にも配慮し、本委員会は市の実施した評価に対し検証を行っています。

1 検証の対象及び検証の視点・手法

（1）検証対象とした「施策課題」

今回の検証は、平成19年度に市が評価を実施した255の施策課題のうち、特に重点的・戦略的に取り組むことにより、大きな施策成果の達成や計画全体の推進を先導していく施策を取りまとめた「重点戦略プラン」に関連のある107の施策課題を抽出して行いました。

（2）検証の視点と手法

検証は、施策の目標と成果という大きく2つの視点から行い、「目標の明確性」、「目標の妥当性」、「説明の妥当性」、「説明の客観性」、「説明の分かりやすさ」の5つを検証項目としました。

検証の手法は、5つの検証項目ごとに、3つのチェックポイントを設け、そのうち幾つ満足するかという方式としました。検証項目及びチェックポイントは、図表1のとおりです。

また、今年度から改善すべき点や課題となる点をより具体的かつ明確にするため、チェックポイントを満足するか否かの判定に×方式を採用するとともに、満足しない場合にはその理由を具体的に明示することとしました。なお、今年度と前年度との検証の相違点を図表2のとおり整理しました。

図表1 検証項目及びチェックポイント

1 「施策の目標」の記述について

検証項目(1)

目標の明確性：市民が「目標」を容易にイメージできる記述になっているか

(チェックポイント)

目標の記述がされているか。

目標は具体的であるか。

平易な用語で記述されているか、需要者側からみて目標がイメージできるか。

(加点項目)

上記チェックポイントに設定された視点以外で評価すべき項目があるか。

検証項目(2)

目標の妥当性：「解決すべき課題」と目標の方向性との関係が妥当であるか

(チェックポイント)

解決すべき課題が記述されているか。

「当該施策によって解決すべき課題」欄の課題と「目標」の関連性があるか。

「施策の概要」欄の取組内容と「目標」の関連性はあるか。

(加点項目)

上記チェックポイントに設定された視点以外で評価すべき項目があるか。

2 「成果の説明」の記述について

検証項目(3)

説明の妥当性：「施策の目標」を踏まえた成果の説明となっているか

(チェックポイント)

課題解決の状況や目標の達成状況について説明しているか。

目標達成に係る手段や手法など周辺の状況は記述されているか。

施策課題全体を網羅した成果説明の記述となっているか。

(加点項目)

上記チェックポイントに設定された視点以外で評価すべき項目があるか。

検証項目(4)

説明の客観性：客観的な分析か

(チェックポイント)

参考指標を引用するなど数値を用い、定量化した説明がされているか。

具体例や現状を示すなど、事実に基づいた記述となっているか。

一面的な分析に陥っていないか。

(加点項目)

上記チェックポイントに設定された視点以外で評価すべき項目があるか。

検証項目(5)

説明の分かりやすさ：分かりやすい成果の説明か

(チェックポイント)

専門用語や難解な言葉は使用されていないか。

具体的な成果事例などを用いた分かりやすい記述となっているか。

需要者の視点に立った成果の説明か。

(加点項目)

上記チェックポイントに設定された視点以外で評価すべき項目があるか。

図表2 前年度との検証手法の相違点

	平成 19 年度	平成 18 年度
チェックポイントの判定方式	個別判定方式 検証項目の3つのチェックポイントごとに満足するか否かを×で判定する方式	包括判定方式 検証項目の3つのチェックポイントの全体を通じて判定する方式
チェックポイントを満足しない場合の理由の明示	チェックポイントに×をつけた場合は、その理由を記入する。	任意
評価(段階)区分	5段階評価(0点から4点)	4段階評価(1点から4点)

2 検証の結果及び改善意見

(1) 検証結果の概況

市の全施策 255 施策課題のうち抽出した 107 施策課題それぞれについて、2名の委員が5つの検証項目別に検証を行いました。

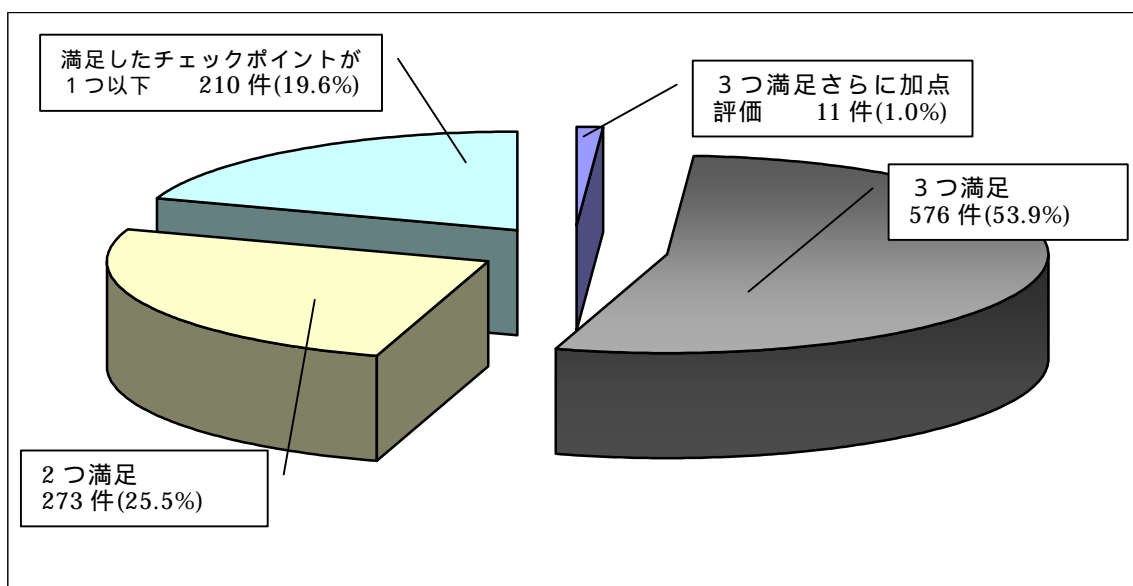
図表3のとおり、3つのチェックポイントのうち2つ以上を満足したものが延べ860件（構成比80.4%）ありました。一方、満足したチェックポイントが1つ以下のものが延べ210件（同19.6%）あり、これらについては市民への説明責任が十分果たされているとは言えず、後述する改善意見に沿って評価票の記述等の改善が必要となっています。

図表3 検証項目別評点分布

（単位；件、点）

検証項目 チェック ポイント	検証項目(1) 目標の明確性	検証項目(2) 目標の妥当性	検証項目(3) 説明の妥当性	検証項目(4) 説明の客観性	検証項目(5) 説明の 分かりやすさ	合計	
3つ満足、さら に加点評価され たもの	2 0.9%	2 0.9%	3 1.4%	1 0.5%	3 1.4%	11 1.0%	860 (80.4%)
3つ満足したもの	101 47.2%	118 55.2%	127 59.4%	113 52.7%	117 54.6%	576 53.9%	
2つ満足したもの	58 27.1%	40 18.7%	60 28.0%	62 29.0%	53 24.8%	273 25.5%	
1つ満足したもの	37 17.3%	45 21.0%	18 8.4%	32 15.0%	37 17.3%	169 15.8%	210 (19.6%)
満足したものが なかったもの	16 7.5%	9 4.2%	6 2.8%	6 2.8%	4 1.9%	41 3.8%	
合計	214 100%	214 100%	214 100%	214 100%	214 100%	(注) 1070 100%	

(注) 107の施策課題を2名の委員が5つの検証項目について検証したことから、検証項目の母数は、107の施策課題×2名の委員×5つの検証項目で、1070項目となっています。



本委員会では、評価帳票の採点に当たり、チェックポイントごとに評価帳票に対するコメントを改善意見としてまとめました（「改善意見の内容」は次章に記述）。

「施策の目標」の記述について、改善意見のあった施策課題が延べ113、「成果の説明」の記述について改善意見のあった施策課題が延べ108ありました。チェックポイント別に改善意見のあった施策課題の延べ数を示すと図表4-1、4-2のとおりです。

図表4-1 「施策の目標」の記述についての改善意見の状況

検証項目	チェックポイント	改善意見のあった施策課題の延べ数
(1)目標の 明確性	目標の記述がされているか。	5
	目標は具体的であるか。	44
	平易な用語で記述されているか。	26
(2)目標の 妥当性	解決すべき課題が記述されているか。	22
	「当該施策によって解決すべき課題」欄の課題と「目標」の関連性があるか。	8
	「施策の概要」欄の取組内容と「目標」の関連性はあるか。	8
合計（延べ数）		113

図表4-2 「成果の説明」の記述についての改善意見の状況

検証項目	チェックポイント	改善意見のあった施策課題の延べ数
(3)説明の 妥当性	課題解決の状況や目的の達成状況について説明しているか。	27
	目標達成に係る手段や手法など周辺の状況は記述されているか。	3
	施策課題全体を網羅した成果説明の記述となっているか。	17
(4)説明の 客観性	参考指票を引用するなど数値を用い、定量化した説明がされているか。	20
	具体例や現状を示すなど、事実に基づいた記述となっているか。	8
	一面的な分析に陥っていないか。	3
(5)説明の 分かりやすさ	専門用語や難解な言葉は使用されていないか。	19
	具体的な成果事例などを用いた分かりやすい記述か。	4
	需要者の視点に立った成果の説明か。	7
合計（延べ数）		108

(2) 改善意見

主な改善意見について、全体的な意見と、検証項目・チェックポイント別の意見に整理すると、次のとおりです。

ア 全体的な改善意見

改善意見等の要旨
「解決すべき課題」や「施策の目標」の設定が抽象的であるため、「成果」の説明と十分に対応しているかどうか判断が困難になっている。「解決すべき課題」や「施策の目標」をより具体的に記述すべきであろう。
「施策の目標」が「成果」ではなく、「事業内容」に傾斜して記述されているため、本来「実施の可否」が判断されるべきところ、「実施ありき」の評価となっている。
フォーラムや懇談会の開催など、「施策の目標」の手段でしかないものを「成果」としているが、疑問である。今後の施策の中でその結果をどう活かしていくのか不明であり、目標、手段、成果の再考が必要である。
長期的な課題と短期的な課題を分けて考えてはどうだろうか。そうすることで、目標や成果も明確に分けられるように思う。
特定の地域を対象とする施策課題であるにもかかわらず、「解決すべき課題」がどここの地域にも当てはまるような記述となっているものがある。それぞれの施策課題の独自性、特色を具体的に示す必要がある。
当該施策のキーワードとなる言葉の定義や意味・内容が分からないため、各検証項目の評価が困難となっているものがある。行政では当たり前となっている基本的な用語であっても市民から見れば理解できないものについては説明が必要である。例えば、計画、構想がキーワードとなる施策であれば、その取組事項、機能、スケジュールなどの全体像を簡潔に説明すべきである。
市が取り組んでいる施策や事務事業によって、市民にとって、どのようなメリットがあり、市民サービスの向上につながっているのかという視点での説明があるとよい。例えば、電子化等により、高齢者へどのようなメリットがあり、サービスの向上につながっているのか。職員の意識改革により、均一にサービスの提供が可能となることを望む。
改善意見のフィードバックが重要である。改善のための方策や方向性をしっかりと考えるべきだ。
検証の結果、評価の高かった評価帳票についてはモデルケースとして取り上げてみてはどうだろうか。

イ 検証項目・チェックポイント別の改善意見

検証項目（１）

目標の明確性：市民が「目標」を容易にイメージできる記述になっているか

チェックポイント	主な改善意見の要旨
目標の記述がされているか。	「施策の目標」が個別事務事業の取組内容の列挙となっている。目標は、全体として、どのような姿、どのような水準にしたいのか、分かりやすく説明すべきである。
目標は具体的であるか。	「施策の目標」が抽象的な表現となっている。その取組によってどのような状態を創出し、市民にどのようなサービスの提供をする状況をめざすのか、具体的に記述するとよい。
平易な用語で記述されているか、需者側からみて目標がイメージできるか。	指標や時期などを具体的に記述すべきである。専門用語や特定用語には、説明が必要である。（例、「安全で安心な道づくり」における「総合的な安全対策」、「地域における子育ての支援と拠点づくり」における「総合的な子ども支援」）

検証項目（２）

目標の妥当性：「解決すべき課題」と目標の方向性との関係が妥当であるか

チェックポイント	主な改善意見の要旨
解決すべき課題が記述されているか。	課題が何かが不明確である。例えば、現状が悪いから改善するのか、いまの状況を保つべきなのか、現状認識を示すべきである。その上で、どこに課題があるのか、明確にできるとよい。
「当該施策によって解決すべき課題」欄の課題と「目標」の関連性があるか。	「解決すべき課題」に記述されているにもかかわらず、「施策の目標」に関連する記述がないものがある。両者は連動させるべきである。
「施策の概要」欄の取組内容と「目標」の関連性はあるか。	「施策の目標」には施策のめざすべき姿、方向性、「施策の概要」には課題解決のための手段を記述すべきである。施策全体としての「施策の目標」、「解決すべき課題」を整理すると、市民から見て分かりやすくなる。その手段として、「施策の概要」欄の取組内容、すなわち個別の事務事業が位置付けられることになる。

検証項目（３）

説明の妥当性：「施策の目標」を踏まえた成果の説明となっているか

チェックポイント	主な改善意見の要旨
課題解決の状況や目標の達成状況について説明しているか。	「どのように」、「どの程度」の記述がなく、実施したことの説明に終わっている。何が達成されたかを説明すべきである。
目標達成に係る手段や手法など周辺の状況は記述されているか。	施策の中で展開される計画や構想が果たす機能、スケジュール、取組事項などの全体像を簡潔に示し、その中で、今年度、何ができたか記述すると分かりやすい。こうした説明がないと市民には施策の位置付けが分からない。
施策課題全体を網羅した成果説明の記述となっているか。	「施策の目標」、「解決すべき課題」、「施策の概要」に対する成果の説明が部分的である。 成果の説明は一応評価できるが、施策課題全体が網羅されていないものがある。

検証項目（４）

説明の客観性：客観的な分析か

チェックポイント	主な改善意見の要旨
参考指標を引用するなど数値を用い、定量化した説明がされているか。	参考指標として掲げている指標を活用した成果の説明を行うべきである。 指標の設定されていない施策について、指標設定の困難性は理解するが、工夫の余地があるように思われる。（例、「広域公共交通機関網の整備」の「輸送力の増強状況」など）
具体例や現状を示すなど、事実に基づいた記述となっているか。	具体的な例が記述されていると分かりやすい。例えば、新製品開発であれば、具体的な開発製品の成功事例が記述できるとよい。
一面的な分析に陥っていないか。	「配慮して実施した」、「意識して行った」などの「配慮」、「意識」といった主観により評価が左右されるもので、成果を把握すべきではない。 参考指標の設定について、より多面的視点が必要なものがある。

検証項目（５）

説明の分かりやすさ：分りやすい成果の説明か

チェックポイント	主な改善意見の要旨
専門用語や難解な言葉は使用されていないか。	一般市民に馴染みが薄い施策（産業・経済に関連する施策など）の場合、当該施策の成果が市民生活にどうつながるのか、この状況が川崎市の経済にとって良いのか悪いのかなど、平易な記述を加えることが望まれる。 専門用語や特定用語には、説明が必要である。 （例、「災害に備える取組の推進」における防災行政無線の「移動系」、「同報系」、「港湾物流機能の高度化」における「４５フィート国際海上コンテナ」、「内航フィーダー航路」など）
具体的な成果事例などを用いた分かりやすい記述となっているか。	配下の事務事業の説明を加えて説明すべきである。 成果の説明では、施策を実施した結果、目標に向けて、具体的に何が変わったのかを示すべきである。
需要者の視点に立った成果の説明か。	行った調査や検証によって、需要者にとっての課題がどのように明らかになったのかという書き方をすべきである。 結果の説明だけでなくプロセスの説明を充実することが望まれる。

3 今後の課題と改善の方向性

市の評価制度である「川崎再生 ACTION システム（事務事業総点検及び施策評価）」は、市の行う全ての施策・事務事業を対象としており、実行計画の進行管理を通じて予算編成や組織整備等への活用、人事評価との連携を図るといった総合的なマネジメントツールとなっています。このようなシステムを実行性をもって有効に機能させることは、市民の信頼と負託に応えていくため、大変重要であり、全庁あげて取り組んでいることは、大いに評価できるものと考えます。

施策評価が始まり3年が経ち、全体としては、適切なフィードバックを経て、評価帳票の記載内容の改善は着実に進んでいると考えますが、その一方で、指標を設定しながらも、その成果の説明に十分活用できていないものや市民の目線を配慮しておらず行政の自己満足的な評価になっているものなども見受けられ、施策課題ごとの評価内容に差が生じているように思われます。

本委員会としては、今回の検証結果を踏まえて、今後の改善の方向性について、次のとおり、提言します。

提言1 評価制度の目的・意義の周知徹底と職員の意識向上

今回の検証の結果、市民への分かりやすさ、具体性や客観性の程度について、施策課題ごとの評価内容に差が生じているということが明らかとなりました。これは、評価制度の目的や意義に対する認識や意識に差があることによるものと考えられます。

いま一度、「市民への説明責任を果たし公正かつ透明性の高い都市経営を推進していく」という評価制度の目的・意義について、庁内・職員間への周知徹底を図っていく必要があると考えます。

また、市の評価制度は、予算編成や人事評価制度との連携を図っていることが大きな特徴の一つとなっていますが、質の高い評価を行うための職員の動機付けとなるように、さらに連携を強化し、職員の意識の向上を図って行く必要があると考えます。

提言2 評価チェックシートを活用した評価内容の改善・改良

今回、本委員会では、評価内容の課題等を一層明確にするため、検証の結果を施策課題ごとに評価チェックシートに整理し、具体的な改善意見を提示することとしました。今後の市の施策評価に当たっては、これら評価チェックシートを事業局へフィードバックし、評価内容の一層の改善を行う必要があると考えます。

提言3 成果指標を用いた評価の重要性

施策ごとに設定されている参考指標の設定率は向上していますが、成果の説明に十分活用されていないものが見受けられました。また、設定されている指標そのものが適正であるか疑問と思われるものも見受けられます。「行政に数値目標は馴染まない」と決めつけるのではなく、行政の取組が市民生活にどのように役立っているのかという観点から、ふさわしい指標を設定し、成果の説明を行う必要があると考えます。

おわりに

本委員会は、第1期実行計画がスタートした半年後の平成17年10月に活動を開始し、3か年にわたり、市の自治基本条例においてうたわれている「評価の結果は、市民にとって分かりやすいものとする」という視点に立ち、市が実施した施策評価の検証を行ってきました。

具体的には、計13回の審議を通じて、市の行った評価に対して、評価手法や評価内容などに関する検討を重ね、意見・提言を行ってきたところです。

その結果、当初に比べ、成果指標の設定率の向上やより分かりやすい評価票への改定など、制度の運用面においても多くの改善・改良が図られてきたと考えています。

市においては、第2期実行計画がスタートしましたが、本委員会としては、今後も引き続き、市が継続的な評価制度の改善・改良に取り組み、市民に分かりやすい評価に努め、評価の結果を施策・事務事業の改善、見直しにつなげることにより、市の基本目標である「誰もがいきいきと心豊かに暮らせる持続可能な市民都市かわさき」をめざしたまちづくりが進められることを期待します。

川崎市政策評価委員会 委員名簿

（敬称略）

	氏 名	所 属 等
委員長	高千穂 安 長	玉川大学経営学部教授
副委員長	垣 内 恵美子	政策研究大学院大学教授
委 員	内 海 麻 利	駒澤大学法学部准教授
	川 崎 一 泰	東海大学政治経済学部准教授
	水 上 耕一郎	株式会社野村総合研究所 事業戦略コンサルティング二部長
	米 山 道 枝	高津区在住（市民委員）
	淀 川 都	宮前区在住（市民委員）
	亀 山 昭	多摩区在住（市民委員）